

追加報告書

(福島市内公立小学校で発生したいじめ重大事案)

令和4年8月29日

福島市いじめ問題対策委員会専門部会

福島市いじめ問題対策委員会専門部会（以下「専門部会」という。）が福島市教育委員会（以下「市教委」という。）に提出した「福島市内公立小学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書」（令和4年1月19日付）（以下「調査報告書」という。）につき、市教委教育長より「福島市いじめ防止条例等に関する条例施行規則第3条第1項に規定する調査について」（令和4年7月1日付）と題する書面により、福島市長及び市教委教育長への聴き取り調査の要請があったので、以下のとおり調査報告書に追加して報告する。

なお、専門部会の委員構成は調査報告書に記載した委員と同一である。

第1 調査の概要

1 調査の対象

福島市長及び市教委教育長への面談での聴き取りを行った。

2 調査日

令和4年8月3日

第2 調査結果

1 本件いじめ事案に関する市教委の把握及び対応について

令和2年2月10日に当該校から書面により市教委に本件いじめ事案の報告があった。同月末までに、Aさん及び両親からの要望（いじめへの対応や市教委教育長の謝罪）が市教委学校教育課指導主幹から市教委教育長にたびたび口頭で報告され、市教委教育長はいじめ防止サポートチームを派遣するなどして当該校の対応や調査の支援を指示した。

令和2年3月2日、Aさん及びその両親と市教委担当者が面談した。市教委教育長は同面談に同席する予定で市教委内部で日程を調整していたが、事情により同面談に同席できなかった。

市教委教育長は、いじめ防止サポートチームを派遣した後の調査等の報告を受ける中で、Aさん及びその両親と市教委の信頼関係が少しずつ醸成されつつあると捉え、また、Aさんの両親がいじめそのものより担任の言動の問題点にウエイトを置いたと認識していたことから、いじめ問題としては解決に向かうものと考えていた。このことから、同年3月26日に予定していた卒業証書授与にAさんが参加せず、両親との間でいじめ問題の解決を図ることができなかったことは市教委教育長及び市教委内部においては困惑して受け止められた。

以上の経緯の中で、市教委教育長は、同年3月26日にAさんの両親より提示された診断書の内容を把握するに至らなかった。したがって、市教委教育長及び市教委は令和2年3月末までに本件いじめ事案を重大事態だと判断しておらず、結果、市長にも重大事態として報告していなかった。

2 市長への報告について

令和2年3月末までに、市教委は本件いじめ事案を重大事態であると判断しなかったことから、市長に対しては、本件いじめ事案の概要や両親からの要望等を伝えるにとどまり、希死念慮等の事実や重大事態としての報告はしていない。

市長によれば、本件いじめ事案について市教委教育長からは令和2年3月の議会開催期間中に口頭による報告があり、市教委からは同年3月末までに両親の要望やこれまでの対応経過をまとめた書面による報告はあったものの、本件いじめ事案が重大事態であるとする報告は受けていない。

市長がAさんが自殺を図ったとする情報を初めて得たのは令和2年9月18日の新聞報道後であった。市長はAさんの診断書の内容やこれまでの市の代理人弁護士とAさんの代理人弁護士とのやりとりについて把握していなかったことから、同年3月末までに市教委から報告されたいじめ事案と今回の自殺を図ったとされるいじめ事案が同じ事案であると直ちに認識できなかった。

市長としては、自殺を図ったとする局面の重大性から、本件いじめ事案について第三者委員会での調査に消極的であった市教委の対応について改めて検討するよう示唆した。

3 評価

調査報告書52頁において、重大事態の発生につき「令和2年2月及び3月時点において、市長に報告した文書はない。」とした点は、市長及び市教委教育長の聴き取りによっても裏付けられた。

今回の追加調査によって、個人のいじめの事実やその影響に関する認識・判断は時に重要なポイントを見落とすことがあり、それに基づいた報告は新たな判断の誤りを誘導することにつながることで改めて確認できた。結果、今回の事案のように重大事態の認定を誤り、調査開始の遅延をもたらすことになりうる。市教委は本事案の経緯を踏まえ、いじめ事案の調査、判断及び報告のあり方について十分検討するべきである。

4 市教委教育長及び市長の本件いじめ事案に関する所感

市教委教育長によれば、今回の事案を踏まえ、今後は教育的観点、教育的配慮だけではなく、法的な手続きを含めて混乱のないような対応をしていきたいこと、また、学校の役割や子どもを大事にするという原点に立ち返った教育行政、学校教育を推進していきたいと述べられた。

市長によれば、今回の事案につき、当該校の初動が組織的になされなかったこと、市教委も保護者への対応に力点を置くあまり、被害児童をいかに救うかということに対する意識が弱くなったことが問題であった旨の指摘があった。また、今回の事案を踏まえ、いじめ事案に関して市長個人として報告を受けるにとどまらず、市長部局の組織の一員及びその責任者として報告を受け、その報告を市長部局が共有する体制とすることにより、市教委と市長部局のブリッジを作って組織的対応を行うように改善したとされた。

さらに、児童生徒の自死未遂等の問題は市教委や行政だけで解決することは難しいことから、臨床心理の分野も含めて児童生徒のサポート体制を作って対応していきたいこと、市のいじめ防止等に関する条例と市のいじめ防止基本方針との間でいじめ重大事態の調査方式について整合性に疑問のある部分の改善を図っていきたいと今後の課題が述べられた。

第3 調査報告書の記載について

調査報告書6頁において、「Aさん及び両親より聴き取りの要望のあった福島市長、市教委教育長については、調査協力者として依頼を打診したものの了解を得られなかったが、他の聴き取り結果や資料等を参照し、今回のいじめ重大事態の調査に必要な情報が得られたと判断したので、聴き取りはしなかった。」と記載した部分につき、市長より、市長は聴き取りの正式な要請を受けておらず、聴き取りを了解しなかったという部分は事実と反する旨の指摘があった。

専門部会は、市長のみならずこれまでに聴取した調査協力者に対しては書面による聴き取りの要請はしていない。依頼の打診があったかどうかについては、専門部会と市長との間で事実の認識に違いがあるものと思われるが、市長自身が当時聴き取りを依頼されれば積極的に応じていたとされ、了解を得られなかったということはないということが今回の聴き取りによって明らかになった。

したがって、市長については「了解を得られなかった」とする部分は上記趣旨に訂正する。依頼の打診にかかる認識の違いについては、依頼の伝達方法に関わるものであり、今後の第三者委員会の調査において専門部会と市教委、市長との意思連絡や事務局体制に課題を残したものと認められる。

以上